

「令和7年度被扶養者資格再確認業務」の実施について

1 目的

全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」という。)では、本来被扶養者資格を有しない被扶養者による無資格受診の防止を図ることを目的に、被扶養者資格の再確認を実施しております。

2 実施方法と昨年度からの変更点

被扶養者状況リスト（以下「リスト」という。）等を事業所へ送付・返送いただることにより実施します。

変更点は以下のとおりです。

	今年度	昨年度
送付事業所数	約 40 万事業所(予定)	約 134 万事業所
確認対象者	<u>以下のいずれかに該当する被扶養者</u> ①健康保険の資格が重複している可能性が高い者 ②同居が要件となっている続柄の者のうち、被保険者と別居している可能性が高い者 ③令和6年度の課税収入額が一定の金額を超過している者 (18歳未満の者や直近で認定された者を除く) <u>※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。</u>	<u>すべての被扶養者</u> ※18歳未満の者や直近で認定された者を除く
添付書類の提出	<u>「一時的な収入変動」に係る事業主証明のみ必要</u>	必要な場合あり
リストの形状、欄	事業主控えなし（単票式） <u>※必要に応じてコピーをとって保管ください。</u> 確認区分欄なし	事業主控えあり（複写式） 確認区分欄あり
確認観点	以下の観点に沿って確認 ①他の健康保険に加入していないか ②同居要件の続柄の者が別居していないか ③被扶養者の年収*が収入要件を満たしているか ④(別居の場合のみ)被扶養者の年収*が仕送り額より少ないか *収入要件を超過している場合はその原因が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであるか	確認区分欄に応じた観点で確認
異動届の提出先	<u>原則、日本年金機構へ電子申請。</u> 電子申請が難しい場合は引き続き協会けんぽへ郵送 (紙媒体で提出する場合で、お急ぎの場合は日本年金機構)	原則、協会けんぽへ郵送 (お急ぎの場合は日本年金機構)

3 実施期間（予定）

（1）リスト送付時期

令和7年10月中旬～令和7年10月下旬（予定）

（2）リスト提出期限

令和7年12月12日（金）

4 送付物

- ・被扶養者状況リスト
- ・説明用リーフレット
- ・被扶養者調書兼異動届（削除用）
- ・マイナ保険証利用促進チラシ
- ・返信用封筒（協会私書箱宛て）

5 社会保険労務士へのリスト送付等について

ご希望の場合は、以下の方法により協会けんぽ都道府県支部へお手続きください。
令和7年10月中旬以降、リスト等を同意事業所一覧表に記載されている社会保険労務士の事務所所在地に送付いたします。

（1）受託事業所の承諾

社会保険労務士あてにリスト等を送付することについて、受託事業所に事前に承諾を得てください。

（2）同意事業所一覧表の作成（別紙1）

承諾を得た事業所について、以下の点にご留意いただき同意事業所一覧表を作成してください。なお、同意事業所一覧表は、前年度に提出していたとしても改めて提出が必要です。

- ① 協会けんぽ都道府県支部別に作成。
- ② 「通番」欄については、協会けんぽ都道府県支部ごとに1番から順に番号を記入。
- ③ 記載する事業所記号は、必ず「数字（資格情報のお知らせ等の上部に表示されている7桁もしくは8桁のもの）」を記載。

(3) 誓約書の作成（別紙2参照）

別紙2のとおり、誓約書を作成し、提出してください。なお、誓約書は、前年度に提出していたとしても改めて提出が必要です

(4) 同意事業所一覧表及び誓約書の提出

同意事業所一覧表及び誓約書を、令和7年8月8日（金）までに管轄の協会けんぽ都道府県支部に提出（郵送）してください。

不備があるとご希望に添えない場合があります。提出の際は不備などにご注意ください。

※同意事業所一覧表及び誓約書については、社会保険労務士において、その写しを保管してください。

(5) リスト等の提出方法

確認が完了したリスト等の提出にあたっては、返信用封筒にて、事業所単位で送付してください。

6 協会けんぽにおける情報の利用

社会保険労務士よりご提出いただいた同意事業所一覧表は、協会けんぽ都道府県支部が都道府県社会保険労務士会様等への委託業務として実施する「事業者健診結果データの提供にかかる同意書の取得業務」等の健診等勧奨業務において、勧奨事業所を選定するための情報として利用することができます。

なお、都道府県社会保険労務士会様等と協会けんぽとの間で上記の健診等勧奨業務にかかる委託契約を締結していない場合は、同意事業所一覧表の情報は利用いたしません。